

出産・子育て応援給付金 (子育て応援ギフト)



出産後、安心して子育てに望めるように相談支援を行うとともに、子育てをしていく中で必要 となる費用に役立てていただくため、経済的支援(給付金:5万円相当)を行います。

申請できる対象者や申請方法については、次のとおりとなっていますので、ご確認の上、お手 続きください。

□ 支給対象者

次の1~4のすべてに当てはまる産婦の方が対象です。

- 1. 令和4年4月1日以降に生まれた子どもを養育している産婦
- 2. 出生届出後、肝付町で面談を受けた方
- 3. 他の自治体で子育て応援ギフトの支給を受けていない方
- 4. 肝付町に住所がある方

※ 家庭の都合により、産婦の方が子を養育していない場合は、子を養育して いるものの氏名で申請が可能です。

□ 支給額

5万円

※口座振込での支給となります。 ※双子の場合は10万円の支給とな ります。(5万円×生まれた子の数)

□ 必要な手続き

※転入者の方は、お手続きが異なる場合がありますので、一度ご相談ください。

□ 令和5年1月末日までに生まれた子を 養育している産婦

出産応援ギフトと同時申請が可能です。 役場から申請に必要な書類を一式お送り します。(2月上旬予定) 必要箇所をご記入いただき、肝付町役場

健康増進課へご提出ください。

▼提出書類

- ・子育て応援ギフト申請書兼請求書
- ・通帳のコピー ※
- ・アンケート<mark>(出産後の方向け)</mark>

□ 令和5年2月1日以降に 出生届出をした産婦

出生届出後に保健師・助産師との面談 を受けていただきますので、その際に ご案内いたします。 ※申請には面談 が必須となっています。

▼提出書類

- ・子育て応援ギフト申請書兼請求書
- ・通帳のコピー ※

※この他、申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状を提出して頂く必要があります。 ※出産応援ギフトの申請で通帳のコピーをすでに提出している方については、再度提出して頂く必要はありません。

□ 申請の流れ

※令和5年1月末日までに生まれた子を

① 肝付町役場 健康増進課から、 面談日のご相談をさせていただきます。 ③ 申請書類に不備がなければ、目安として 1~2ヶ月後に指定の口座にお振込いたします。

出 生 届 ж

面 談 実 施

養育している産婦の方で、役場から申請書が届いた方 については、面談の代わりにアンケートを記入してい ただくことで、面談をすることなく申請が可能です。

② 申請書類一式を 肝付町役場 健康増進課へ ご提出ください。



▲制度説明につ いては、こちら (厚生労働省の ページ)をご確 認ください。